

社会福祉法人清須市社会福祉協議会車椅子貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、一時的に車椅子を必要とする人に対し、車椅子を貸出しすることにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人清須市社会福祉協議会とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に在住し、一時的に車椅子を必要とする者

(2) 前号に掲げる者の他、会長が必要と認める者

(実施方法)

第4条 車椅子の貸出しは、本人又は養護する者からの申請に基づき行うものとする。

2 車椅子の貸出し又は返却にあたっては、社会福祉協議会事務所において行うものとする。

3 車椅子の運搬は、原則として申請者が行うものとする。

(申請)

第5条 車椅子を借用しようとする者は、車椅子借用申請書(様式1)を提出するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、必要日数とし、原則として最長1ヶ月とする。

(費用)

第7条 車椅子の借用に係る費用は無料とする。

(更新)

第8条 貸出期間は、必要に応じて更新することができる。

(更新方法)

第9条 貸出期間が1ヶ月未満の場合は、申請者がその旨を連絡する。この場合、電話連絡でも差し支えないものとする。

2 貸出期間が1ヶ月を超える場合は、申請者が車椅子を持参し、車椅子更新借用申請書(様式2)を提出するものとする。ただし、更新にあたっては、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法における車椅子貸与の対象外で、何らかの理由により一時的に車椅子を必要とする者

(2) 介護保険法利用について、未申請又は申請中の者で、何らかの理由により一時的に車椅子を必要とする者

(3) 介護保険法における車椅子貸与の対象者で、何らかの理由により一時的に車椅子を必要とする者

(4) 障害者総合支援法における車椅子購入費支給の対象外で、何らかの理由により一

時的に車椅子を必要とする者

(5) 障害者総合支援法利用について、未申請又は申請中の者で、何らかの理由により一時的に車椅子を必要とする者

(6) 障害者総合支援法における車椅子購入費支給の対象者で、何らかの理由により一時的に車椅子を必要とする者

(7) 前号に掲げる者の他、会長が必要と認める者

(受付)

第10条 受付の際は、車椅子貸出帳（様式3）に貸出期間を記入するものとする。

(毀損の届出)

第11条 使用者は、車椅子を毀損又は亡失したときは、その理由を付してすみやかに届け出なければならない。

(弁償)

第12条 車椅子の毀損又は亡失が故意もしくは重大な過失によると認められるときは、その対価の全部又は一部を弁償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。